

重要事項説明書

相模原市立城山中央保育園は、入所児童に対しての保育を行います。設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上における重要事項について説明いたします。

1 設置者の概要

| | |
|-------|--------------------|
| 名 称 | 相模原市 |
| 所在地 | 相模原市中央区中央2丁目11番15号 |
| 代表者氏名 | 相模原市長 本村 賢太郎 |
| 電話番号 | 042-754-1111(代) |

2 保育所の概要

| | |
|-------------|--|
| 名 称 | 相模原市立城山中央保育園 |
| 所在地 | 相模原市緑区久保沢1丁目5番47号 |
| 開設年月日 | 昭和49年5月1日 |
| 電話番号 | 042-782-5135 (直通) |
| 施設長 | 園 長 |
| 入所定員 | 90名 |
| 取扱う保育事業の種類 | 支援保育、延長保育 |
| 自己評価の概要 | 職員による保育内容等の自己評価を毎年一度実施し、保育内容の向上に努めています。 |
| 第三者評価の概要 | 毎年2か所の公立保育所で、神奈川県が認証した評価機関により、事業評価を受審し、その結果を情報公開しています。 |
| 職員への研修の実施状況 | 相模原市職員研修計画にのっとり実施しています。 |
| 嘱託医 | 内科：西迫 良 歯科：佐藤 知至 |

3 設備等の概要

| | | | | | |
|----------|---------------------------|-----------------------|-----------------------------|----|------------------------|
| 敷 地 | 面積：1263.63 m ² | | | | |
| 建 物 | 構造：鉄筋コンクリート造2階建 | | 延べ床面積：503.21 m ² | | |
| | 室数 | 面積 | | 室数 | 面積 |
| 保育室、遊戯室 | 3 | 187.98 m ² | 保育士休憩室 | 1 | 10.19 m ² |
| 乳児室、ほふく室 | 2 | 44.54 m ² | トイレ | 5 | 49.14 m ² |
| 調乳室 | 1 | 2.31 m ² | 沐浴室 | 1 | (2.42 m ²) |
| 調理室 | 1 | 28.38 m ² | その他 | | 152.33 m ² |
| 事務室、医務室 | 1 | 25.92 m ² | | | |

4 職員体制

園長 1名 副園長 1名
保育士 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5章第46条の2に準じた数(臨時的任用職員・会計年度任用職員を含む)
保育調理員 3名(会計年度任用職員を含む)
技能補助員 1名程度(会計年度任用職員)
事務補助員 1名(会計年度任用職員) 保育補助員 1名程度(会計年度任用職員)

5 利用者負担

(1) 保育料…3 歳児クラスから 5 歳児クラスの保育料は無償です。

0 歳児クラスから 2 歳児クラスの保育料は園児が居住する市町村が定める額です。

(2) 保育料以外の料金

① 給食費(3 歳児クラスから 5 歳児クラス)…1000 円/月(主食費)・4400 円/月(副食費)

※収入等に応じて給食費の一部が免除になる場合があります。

② 延長保育料金…30 分を超えない場合 500 円、30 分を超える場合 1000 円

③ 教材費等…個人使用の教材については必要に応じてその都度集金します。

※生活保護受給世帯等については教材費の一部が給付される場合があります。

6 緊急時の対応方法

| | | | |
|-----|-------|--------------------|----|
| 救急隊 | 管轄消防署 | 北消防署 | |
| | 所在地 | 緑区橋本 4 丁目 16 番 6 号 | 電話 |
| 警察署 | 管轄警察署 | 津久井警察署 | |
| | 所在地 | 緑区中野 937 番地 2 | 電話 |

7 非常災害時の対策

| | | | | |
|-------|-------------------------------|----|----------|-------|
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定した避難訓練(月 1 回)を実施します。 | | | |
| 防火設備 | 自動火災探知器・煙感知器・誘導灯 | | | |
| 避難場所 | 第 1 避難場所 | 園庭 | 第 2 避難場所 | 甘草塚公園 |
| 防火管理者 | 園長 | | | |

8 教育及び保育内容に関する相談・苦情

| | |
|------------|----------------------------|
| 相談・苦情解決責任者 | 園長 |
| 相談・苦情受付担当者 | 園長が任命した職員 |
| 第三者委員 | 園長が指定した掲示場所に掲示します。 |
| 受付方法 | 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。 |

9 1～8以外の重要事項については、「保育園のしおり 重要事項説明書別紙」のとおりです。

同意書

私は、相模原市立城山中央保育園の利用にあたり「重要事項説明書」及び「保育園のしおり 重要事項説明書別紙」の内容について説明を受け、それに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名： 印 園児から見た続柄：

(自署の場合は、押印を省略することができます。)

住所：